

平成28年10月14日

特別養子縁組に関する調査票(案)について

都道府県又は市名 \_\_\_\_\_

児童相談所名又は団体名 \_\_\_\_\_

※本調査票は、各児童相談所、民間のあっせん団体ごとにご記入ください。

1. 特別養子縁組が成立した事案について

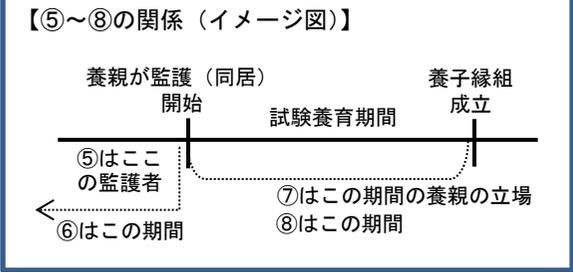
○平成26年度から平成27年度までに成立した特別養子縁組に関し、次の①～⑮について事案ごとに教えてください。

- ①特別養子縁組の成立年度
- ②児童の性別
- ③縁組成立時の児童の年齢(月齢も記載してください。)
- ④縁組成立時の養親の年齢
- ⑤養親が監護(同居(試験養育期間を含む。))を開始した時の児童の年齢・月齢及び、監護を始める直前に養子となる者を監護していた者(以下のi～xから選択してください。)

※複数に該当する場合は、複数選択してください。(例:「iv・vi」等)

※i～xに該当しないときは、個別に記入してください。(障害児施設等)

- i)医療機関(実親に監護権がある場合。)
- ii)医療機関(棄児などで実親に監護権がない場合。)
- iii)実親
- iv)実親を除く親族(直系血族に限らない。)が養育(viiを除く。)
- v)養親以外の養子縁組里親に委託(養子縁組を前提とした養育里親への委託を含む。)
- vi)養親以外の養育里親に委託
- vii)親族里親に委託
- viii)児童養護施設(乳児院を含む。)に入所
- ix)児童相談所で一時保護(保護委託を含む。)
- x)民間のあっせん団体のもとで監護



⑥養親が監護(同居(試験養育期間を含む。))を開始するまでの社会的養護措置期間(※通算で記載してください。)

⑦縁組成立前の養親の立場

- i)養子縁組里親(養子縁組を前提とした養育里親を含む。)として養育
- ii)養育里親として養育
- iii)里親制度を利用せずに同居(同居児童の届出をした者を含む。)

⑧養親が監護(同居(試験養育期間を含む。))を開始してから縁組成立までの期間

⑨特別養子縁組に向けて対応を始めるに当たり、実親の同意をとるのに苦労した場合には以下の中から該当するもの

- i)なし
- ii)実親が行方不明で連絡がとれず、なかなか同意確認ができなかった
- iii)実親の居所はわかっているものの応答が全くなく、なかなか同意確認ができなかった
- iv)両親のうち一方の同意が得られたものの、もう一方の同意の確認ができなかった
- v)当初実親の不同意が表明されていた
- vi)実親の同意が得られていたものの、同意が翻るなど不安定な状況にあった
- vii)その他(「その他」欄に詳細を記載してください。)

⑩本児童を、特別養子縁組を前提として養親候補者に打診をする際の問題として以下の中から該当するもの

- i)なし
- ii)児童の年齢が高い、又は障害があるため、養親候補者探しに手間取った
- iii)実親の同意が不安定な状況にあったため、養親候補者に不安があった
- iv)実親の同意が確認できていないため、養親候補者に不安があった
- v)実親が不同意のため、養親候補者に不安があった
- vi)養親の個人情報を実親に知られることに不安があった
- vii)その他(「その他」欄に詳細を記載してください。)

⑪養親候補者が縁組成立前の養育期間中(試験養育期間に加え、当該期間前の実習や外泊を含む。)の問題について、以下の中から該当するもの

- i)なし
- ii)児童の問題行動等で養育が困難になった
- iii)養親候補者の健康上の理由で養育が困難になった
- iv)養親候補者の生活上の理由で養育が困難になった
- v)実親との関係で養育が困難になった
- vi)養親から家庭裁判所への申立てに時間がかかった
- vii)その他(「その他」欄に詳細を記載してください。)

⑫養親が申立てを行う時点で問題が生じた場合以下の中から該当するもの(複数回答可)

- i)なし
- ii)実親の同意があるものの、申立てによって養親の個人情報を実親に知られることを養親が不安に感じた
- iii)実親の同意があるものの、審判の時に撤回するのではと、養親が不安に感じた
- iv)実親の同意が不明な状況で、縁組が認められるかどうか養親が不安に感じた
- v)実親が不同意のまま申立てを行うことに、縁組が認められるかどうか養親が不安に感じた
- vi)実親が不同意のままであり、申立てによって養親の個人情報を実親に知られることを養親が不安に感じた
- vii)その他(「その他」欄に詳細を記載してください。)

⑬⑨～⑫の困難をどのように乗り越えたか(支援の内容等)

⑭裁判所の最終決定は、民法第 817 条の6のどの要件に当てはまるのか

- i) 父母の同意がある場合      ii) 父母がその意思を表示することができない場合  
 iii) 父母の同意がない場合で、父母による虐待、悪意の遺棄である場合      iv) その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合

⑮相談の受付、養親候補者の選定、試験養育期間中の養育支援等において、他の組織(貴組織以外の i 児童相談所又は ii 民間のあっせん団体)と連携して取り組んだ事案については、当該連携した組織の正式名称(例: i ○○児童相談所、ii △△団体) ※児童相談所・民間のあっせん団体双方から事案が計上される可能性があるため。

事案	①年度	②性別	③児童の年齢	④養親の年齢	⑤養親の監護開始時の児童の年齢等		⑥措置期間	⑦養親の立場	⑧監護期間	⑨実親の同意に関する困難		⑩養親候補者への打診時における困難		⑪養親の養育期間中における困難		⑫養親の申立て時点における困難		⑬支援内容	⑭民法第 817 条の 6	⑮連携した組織の名称	
					区分	その他				区分	その他	区分	その他	区分	その他						
1	年度	男・女	歳 ヵ月	父 歳 母 歳	i x	歳 ヵ月	年 ヵ月	i iii	年 ヵ月	i vii		i vii		i vii		i vii			i iv	i ii	
2	年度	男・女	歳 ヵ月	父 歳 母 歳	i x	歳 ヵ月	年 ヵ月	i iii	年 ヵ月	i vii		i vii		i vii		i vii			i iv	i ii	

## 2. 普通養子縁組が成立した事案について

○ 平成 26 年度から平成 27 年度までに社会的養護措置を解除して成立した普通養子縁組(民間のあっせん団体にあつては、養子縁組を行った児童が社会的養護措置の対象児童だった場合の普通養子縁組)に関し、次の①～⑦について事案ごとに教えてください。なお、普通養子縁組が成立した事案のうち、特別養子縁組を検討していた事案については、「3. 特別養子縁組に向けて対応を進めていたものの、縁組成立には至らなかった事案」にも記載してください。(特別養子縁組が成立しなかった理由も把握するため。)

- ①普通養子縁組が成立した年度  
 ②児童の性別  
 ③縁組成立時の児童の年齢(月齢も記載してください。)  
 ④縁組成立時の養親の年齢(父又は母のいずれかが不存在の場合は「-」を記載してください。)

⑤養親と養子の関係(※複数に該当する場合は、複数選択してください。(例:「i・iii」等))

- i)実親を除く親族(直系血族に限らず、ivの場合を除く。)      ii)養子縁組里親(養子縁組を前提とした養育里親を含む。)  
 iii)養育里親      iv)親族里親      v)その他(「その他」欄に詳細を記載してください。)

⑥養親が監護(同居(試験養育期間を含む。))を開始した時の児童の年齢・月齢及び、監護を始める直前に養子となる者を監護していた者(以下のi～ixから選択してください。)

※複数に該当する場合は、複数選択してください。(例:「i・v」等)

※i～ixに該当しないときは、個別に記入してください。(障害児施設等)

- i)実親を除く親族(直系血族に限らない。)が養育(viを除く。)  
 ii)養親本人を養子縁組里親として委託(養子縁組を前提とした養育里親への委託を含む。)  
 iii)養親以外の養子縁組里親に委託(養子縁組を前提とした養育里親への委託を含む。)  
 iv)養親本人を養育里親として委託      v)養親以外の養育里親に委託      vi)親族里親に委託  
 vii)児童養護施設(乳児院を含む。)に入所      viii)児童相談所で一時保護(保護委託を含む。)      ix)民間のあっせん団体のもとで監護

⑦相談の受付、養親候補者の選定、試験養育期間中の養育支援等において、他の組織(貴組織以外のi 児童相談所又はii 民間のあっせん団体)と連携して取り組んだ事案については、当該連携した組織の正式名称(例:i ○○児童相談所、ii △△団体) ※児童相談所・民間のあっせん団体双方から事案が計上される可能性があるため。

事案	①年度	②性別	③児童の年齢	④養親の年齢	⑤養親と養子の関係		⑥養親の監護開始時の児童の年齢等		⑦連携した組織の名称	
					分類	その他				
1	年度	男・女	歳 ヵ月	父( 歳) 母( 歳)	i ~ v		i ~ ix	歳 ヵ月	i・ii	
2	年度	男・女	歳 ヵ月	父( 歳) 母( 歳)	i ~ v		i ~ ix	歳 ヵ月	i・ii	

### 3. 特別養子縁組を検討したものの、特別養子縁組の成立には至らなかった事案について

○ 平成 26 年度から平成 27 年度までにおいて、特別養子縁組を検討した事案に関し、次の①～⑧について事案ごとに教えてください。

①特別養子縁組について検討した年度

②児童の性別

③特別養子縁組に関する相談を受け付けた時の児童の年齢(月齢も記載してください。)

④平成 26 年度から平成 27 年度までにおいて、特別養子縁組を検討した事案のうち、次のいずれに該当するか(※該当するものがない場合は、④⑤を空欄にして、⑥で詳細を記載してください。)

i)特別養子縁組を検討したものの、養親候補者が不存在だったため、特別養子縁組を断念した事案(例えば、管内に養親候補者が不存在だった事案、児童の年齢や障害等のため希望する養親候補者がいなかった事案等)

ii)特別養子縁組を検討したものの、養親候補者は見つかったが、試験養育に至らなかった事案(例えば、実親の同意をとることができなかったために断念した事案、養親が個人情報を実親に知られることを懸念して断念した事案等)

iii)特別養子縁組を前提とした試験養育期間中(試験養育期間前の実習や外泊も含む。)に、不調となったため、特別養子縁組を断念した事案(例えば、児童の問題行動等で養育が困難になった事案、養親候補者による児童への虐待や不適切養育が発覚した事案等)

iv)養親が申立てを行う時点で問題が生じたため、特別養子縁組を断念した事案(例えば、実親の同意が撤回された事案、行方不明だった実親の行方がわかった事案、養親を続ける自信がなくなった、子や親族から反対されたなどで申立ての時期が過ぎてしまった事案等)

v)申立てが家庭裁判所に却下された事案(例えば、民法第 817 条の6(父母の同意)の要件を満たさないために申立てが却下された事案、民法第 817 条の7(子の利益のための特別の必要性)の要件を満たさないために申立てが却下された事案等)

⑤④で選択した回答に応じ、次の⑤-1～⑤-5に掲げる選択肢のいずれに該当するか

⑤-1 ④で i)に該当する場合は、次のいずれに該当するか

i)管内にそもそも養親候補者が不存在だったため、特別養子縁組を断念した

ii)児童の年齢のため、希望する養親候補者がおらず、特別養子縁組を断念した

iii)児童の障害等の要因(年齢を除く。)のため、希望する養親候補者がおらず、特別養子縁組を断念した

iv)その他(「その他」欄に詳細を記載してください。)

⑤-2 ④でiiに該当する場合は、次のいずれに該当するか

- i)実親の同意があるものの、翻るおそれがあり、特別養子縁組成立が不確定なため、試験養育に至らなかった
- ii)実親の同意があるものの、養親が個人情報を実親に知られることを懸念したため、試験養育に至らなかった
- iii)実親の同意が不明な状況で、養子縁組成立が不確定なため、試験養育に至らなかった
- iv)実親は不同意を表明しており、特別養子縁組成立が不確定なため、試験養育に至らなかった
- v)実親は不同意を表明しており、養親が個人情報を実親に知られることを懸念したため、試験養育に至らなかった
- vi)その他(「その他」欄に詳細を記載してください。)

⑤-3 ④でiiiに該当する場合は、次のいずれに該当するか

- i)児童の問題行動等で養育が困難になったため、特別養子縁組を断念した
- ii)養親候補者による児童への虐待や不適切養育が発覚したため、特別養子縁組を断念した
- iii)養親候補者の健康上の理由のため、特別養子縁組を断念した
- iv)養親候補者の生活上の理由のため、特別養子縁組を断念した
- v)その他(「その他」欄に詳細を記載してください。)

⑤-4 ④でivに該当する場合は、次のいずれに該当するか

- i)実親の同意を確認できていたが、翻るおそれがあり、特別養子縁組成立が不確定なため、特別養子縁組を前提とした委託を断念した
- ii)実親が行方不明で連絡がとれず、実親の同意が不明な状況で、養子縁組成立が不確定なため、現在も措置中又は特別養子縁組の申立てを断念した
- iii)実親の居所はわかっているものの応答が全くなく、実親の同意が不明な状況で、養子縁組成立が不確定なため、現在も措置中又は特別養子縁組の申立てを断念した
- iv)両親のうち一方の同意が得られたものの、一方の同意の確認ができず、実親の同意が不明な状況で、養子縁組成立が不確定なため、現在も措置中又は特別養子縁組の申立てを断念した
- v)実親が不同意を表明しており、特別養子縁組成立が不確定なため、特別養子縁組を前提とした委託を断念した
- vi)実親の同意を確認できていたが、措置中に撤回されて不同意が表明されたため、現在も措置中又は特別養子縁組を断念した
- vii)実親の同意未確認であったが、措置中に不同意が表明されたため、現在も措置中又は特別養子縁組を断念した
- viii)行方不明だった実親の行方がわかったため、現在も措置中又は特別養子縁組を断念した
- ix)実親の同意を確認できていたが、養親が個人情報を実親に知られることを懸念したため、現在も措置中又は特別養子縁組を断念した

- x)実親の同意未確認であったが、養親が個人情報を実親に知られることを懸念したため、現在も措置中又は特別養子縁組を断念した
- xi)実親は不同意を表明しており、養親が個人情報を実親に知られることを懸念したため、現在も措置中又は特別養子縁組を断念した
- xii)養親を続ける自信がなくなった、子や親族から反対された等の養親側の理由により申立ての時期が過ぎてしまったため、現在も措置中又は特別養子縁組を断念した
- xiii)その他(「その他」欄に詳細を記載してください。)

⑤-5 ④でvに該当する場合は、次のいずれに該当するか

- i)民法第 817 条の6の但書(意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由)に該当しなかったため、申立てが家庭裁判所に却下された
- ii)民法第 817 条の7の要件(父母による養子となる者の監護が困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるとき)に該当しないため、申立てが家庭裁判所に却下された
- iii)その他(「その他」欄に詳細を記載してください。)

⑥概要(縁組成立に至らなかった理由(④⑤の詳細に加え、縁組成立の障壁となったその他の事由についてもあれば記載してください。)、貴組織の支援内容等)

⑦現在の措置状況(※複数に該当する場合は、複数選択してください。(例:「ii・viii」等))

- i)実親家庭に復帰      ii)実親を除く親族(直系血族に限らない。)が養育(ixを除く。)
- iii)他の養親との特別養子縁組
- iv)養親候補者と普通養子縁組が成立      v)他の養親との普通養子縁組が成立      vi)養親候補者に引き続き委託
- vii)養親候補者以外の養子縁組里親に委託(養子縁組を前提とした養育里親への委託を含む。)
- viii)養育里親に委託
- ix)親族里親に委託      x)児童養護施設に入所      xi)民間団体のもとで監護      xii)自立生活
- xiii)その他(「その他」欄に詳細を記載してください。)

⑧相談の受付、養親候補者の選定、試験養育期間中の養育支援等において、他の組織(貴組織以外の i 児童相談所又は ii 民間のあっせん団体)と連携して取り組んだ事案については、当該連携した組織の正式名称(例: i ○○児童相談所、ii △△団体) ※児童相談所・民間のあっせん団体双方から事案が計上される可能性があるため。

事案	①年度	②性別	③年齢	④分類	⑤分類		⑥概要	⑦現在の措置状況		⑧連携した組織の名称	
					分類	その他		分類	その他		
1	年度	男・女	歳 ヵ月	i ~ v	i ~ xiii			i ~ xiii		i・ii	

2	年度	男・女	歳 ヵ月	i ~ v	i ~ xiii			i ~ xiii		i · ii	
---	----	-----	---------	-------	----------	--	--	----------	--	--------	--

#### 4. 選択肢として特別養子縁組を検討すべきと考えられる事案について

○ 平成 26 年度から平成 27 年度までに養護相談(民間のあっせん団体にあつては、特別養子縁組又は普通養子縁組に関する相談)を受け付けた児童であつて、平成 28 年 10 月 1 日現在、乳児院又は児童養護施設入所中、里親委託中の児童等(民間のあっせん団体にあつては、平成 26 年度から平成 27 年度までに相談を受け付けた児童については、施設入所中・里親委託中の児童等に限らず全ての児童を対象としてください。また、特別養子縁組が成立した児童については、「1. 特別養子縁組が成立した事案について」に該当するため、また、特別養子縁組に向けて対応を進めた児童については、「3. 特別養子縁組に向けて対応を進めていた事案」に該当するため除外すること。)のうち、特別養子縁組に関する障壁(年齢要件、実親の同意要件、養親候補者の不存在、養親の個人情報開示)が無ければ、選択肢として特別養子縁組を検討すべきと考えられる児童(長年にわたつて親との面会交流がない児童、将来的にも家庭復帰が見込めない児童等)に関し、次の①～⑩について事案ごとに教えてください。

①養護相談を受け付けた年度

②児童の性別

③養護相談を受け付けた時の児童の年齢(月齢も記載してください。)

④現在の措置状況

i)養育里親に委託      ii)親族里親に委託      iii)児童養護施設(乳児院を含む。)に入所      iv)民間団体のもとで監護  
v)その他(「その他」欄に詳細を記載してください。)

⑤実親の養育継続に関する意思の有無

i)有      ii)無      iii)意思表出不能      iv)未打診      v)行方不明等により打診不能

⑥児童本人の親子関係解消に関する意思の有無

i)有      ii)無      iii)意思表出不能      iv)未打診

⑦養親候補者の有無

i)有      ii)無      iii)未打診

⑧特別養子縁組の障壁となっている事由

- i)年齢要件      ii)実親の同意要件      iii)養親候補者の不存在      iv)養親の個人情報の開示  
v)その他(「その他」欄に詳細を記載してください。)

⑨特別養子縁組を検討すべきであると考え理由(普通養子縁組ではなく、特別養子縁組である理由を含む。)

⑩相談の受付、養親候補者の選定、試験養育期間中の養育支援等において、他の組織(貴組織以外の i 児童相談所又は ii 民間のあっせん団体)と連携して取り組んだ事案については、当該連携した組織の正式名称(例: i ○○児童相談所、ii △△団体) ※児童相談所・民間のあっせん団体双方から事案が計上される可能性があるため。

事案	① 年度	② 性別	③ 年齢	④現在の措置状況		⑤実親 の意思	⑥児童 の意思	⑦養親 候補者	⑧障壁		⑨特別養子縁組を検討すべき理由	⑩連携した組織の名称	
				区分	その他				区分	その他		i	ii
1	年度	男・女	歳 ヵ月	i } v		i ~ v	i ~ iv	i ~ iii	i } v			i . ii	
2	年度	男・女	歳 ヵ月	i } v		i ~ v	i ~ iv	i ~ iii	i } v			i . ii	

5. 特別養子縁組又は普通養子縁組の成立後に、養親による養育困難の訴えや虐待等の問題が生じた事案について

○ 平成 26 年度から平成 27 年度までにおいて、特別養子縁組又は普通養子縁組の成立後に、児童の問題行動について複数回相談があること、養親からの養育困難の訴えがあること、養親による虐待等により、指導や支援等の対応(相談支援、一時保護、施設入所等)をした事案に関し、事案ごとに以下の事項について教えてください。

- ①特別養子縁組又は普通養子縁組が成立した年度及び指導や支援等の対応をした年度
- ②特別養子縁組、普通養子縁組の別 ( i 特別養子縁組、ii 普通養子縁組)
- ③児童の性別

④縁組成立時の児童の年齢(月齢も記載してください。)

⑤縁組成立時の養親の年齢(父又は母のいずれかが不存在の場合は「-」を記載してください。)

⑥養親と養子の関係(※複数に該当する場合は、複数選択してください。(例:「i・iii」等))

- i)実親を除く親族(直系血族に限らず、ivの場合を除く。)      ii)養子縁組里親(養子縁組を前提とした養育里親を含む。)  
iii)養育里親      iv)親族里親      v)その他(「その他」欄に詳細を記載してください。)

⑦養親が監護を開始した時の児童の年齢・月齢及び、監護(試験養育期間を含む。)を始める直前に養子となる者を監護した者(以下のi～xから選択してください。)

及び監護を開始したときの児童の年齢・月齢

※複数に該当する場合は、複数選択してください。(例:「iv・vi」等)

※i～xに該当しないときは、個別に記入してください。(障害児施設等)

- i)医療機関(実親に監護権がある場合。)      ii)医療機関(棄児などで実親に監護権がない場合。)      iii)実親  
iv)実親を除く親族(直系血族に限らない。)が養育(viiを除く。)  
v)養親以外の養子縁組里親に委託(養子縁組を前提とした養育里親への委託を含む。)  
vi)養親以外の養育里親に委託      vii)親族里親に委託  
viii)児童養護施設(乳児院を含む。)に入所      ix)児童相談所で一時保護(保護委託を含む。)      x)民間のあっせん団体のもとで監護

⑧生じた問題の内容(該当するものをi～vの中から選択の上、概要を記載してください。)(複数回答可)

- i)児童の問題行動があった      ii)児童の病気や障害が明らかになった      iii)養親からの養育困難の訴えがあった  
iv)養親等による虐待があった      v)その他

⑨対応の内容(該当するものをi～vの中から選択の上、概要を記載してください。)(複数回答可)

- i)相談支援      ii)一時保護      iii)施設入所      iv)親権の制限      v)その他

⑩対応の結果(現在の状況)

※複数に該当する場合は、複数選択してください。(例:「iii・vi」等)

※xを選択した場合以外でも、離縁の状況について、「離縁した」又は「離縁していない」を「その他」欄に記載してください。

- i)引き続き養子縁組家庭で養育      ii)養子縁組里親に委託(養子縁組を前提とした養育里親への委託を含む。)  
iii)養育里親に委託      iv)親族里親に委託      v)実家庭に復帰  
vi)実親を除く親族(直系血族に限らない。)が養育      vii)児童養護施設(乳児院を含む。)に入所  
viii)児童相談所で一時保護      ix)民間団体のもとで監護      x)その他(「その他」欄に詳細を記載してください。)

事 案	① 年度	②縁組 の種類	③ 性別	④児童 の年齢	⑤養親 の年齢	⑥養親と養子の関 係		⑦養親の監護 開始時の児童 の年齢等		⑧生じた問題		⑨対応内容		⑩対応結果	
						分 類	その他			分 類	概要	分 類	概要	分 類	その他
1	年度	i・ii	男 ・ 女	歳 カ月	父( 歳) 母( 歳)	i ∧ v		i ∧ x	歳 カ月	i ∧ v		i ∧ v		i ∧ x	
2	年度	i・ii	男 ・ 女	歳 カ月	父( 歳) 母( 歳)	i ∧ v		i ∧ x	歳 カ月	i ∧ v		i ∧ v		i ∧ x	

## 6. 子どもの出自に関する情報管理等について

### 6-1. 子どもの出自に関する情報管理、情報提供等について

○ 貴組織(児童相談所又は民間のあっせん団体)における養子縁組に関する資料の保管方法等について教えてください。また、平成 26 年度から平成 27 年度までに、養子となった者から出自を教えてくださいと求められた事案がある場合は、②の「有」に○を付し、③及び④について事案ごとに教えてください。

①特別養子縁組及び普通養子縁組に関する資料の保管方法等について

i)実際の資料の保管方法(紙、電子媒体、両方)

ii)実際の保管している情報の種類(iで「両方」の場合は、紙と電子媒体でそれぞれどのような種類の情報を保管しているか記載してください。)

iii)実際の資料の保管期間

iv)資料の保管に関する明文化されたルールの有無及び、当該明文化されたルールの中に i ~ iii 以外のルールがある場合はその概要

資料の保管方法等		
i)保管方法	ii)情報の種類	
iii)保管期間		
iv)保管に関する 明文化されたルール	有無	i ~ iii 以外のルールの概要(ある場合)
	有・無	

②平成 26 年度から平成 27 年度までにおいて、養子となった者から出自を教えてくださいと求められたことの有無

有・無

③②で「有」の場合は、出自を教えてくださいと求められた年度に加え、事案ごとに以下の事項

i) 提供した場合は、提供した情報の種類(実親の氏名、居所、特別養子縁組することになった経緯等)及び提供の方法(求められた情報のうち、一部提供しなかった情報がある場合は、その情報の種類及び提供しなかった理由を記載してください。)

ii) 一切提供しなかった場合は、提供しなかった理由(実親が養子となった者に対して情報を提供することを拒絶していた等)

④③で i に該当する場合は、事案ごとに、情報を伝える上で留意したことがあれば教えてください

⑤③の事案ごとに、養親は、養子である事実及び実親の情報を、いつ、どのように養子となった者に対して伝えたか(承知している範囲で記載してください)

③事案	年度	分類	概要	④伝える上での留意点	⑤養親による真実告知
1	年度	i・ii			
2	年度	i・ii			

## 6-2. 実親に対する養子となった者の状況等に関する情報提供について

○ 平成 26 年度から平成 27 年度までにおいて、実親から養子となった者の状況等を教えてくださいと求められた事案がある場合は、①の「有」に○を付し、②について事案ごとに教えてください。

①平成 26 年度から平成 27 年度までにおいて、実親から養子となった者の状況等を教えてくださいと求められたことの有無

有・無

②①で「有」の場合は、養子となった者の状況等を教えてくださいと求められた年度に加え、事案ごとに以下の事項

i) 提供した場合は、提供した情報の種類(養子となった者の居所、養子となった者の状況(健康状態、学校や家庭での生活状況)、養親の養育状況、養親と養子の関係(良好である等)等)及び提供の方法(求められた情報のうち、一部提供しなかった情報がある場合は、その情報の種類及び提供しなかった理由も記載してください。)

ii) 一切提供しなかった場合は、提供しなかった理由(養親や養子となった者が実親に情報を提供することを拒絶していた等)

事案	年度	分類	概要
1	年度	i・ii	
2	年度	i・ii	

**7. 特別養子縁組又は普通養子縁組成立後の養親・養子・実親に対する継続的な支援について**

○ 特別養子縁組成立後において、①特別養子縁組家庭に求められている支援を教えてください。

また、貴組織(児童相談所又は民間のあっせん団体)において、特別養子縁組成立後の養親・養子・実親に対して現在行っている支援がある場合は、②の「有」に○を付し、支援の対象者別に③支援内容を教えてください。

①特別養子縁組家庭に求められている支援は何だと考えられますか

回答(自由記載)

②現在、特別養子縁組成立後の養親・養子・実親(成立後に限らず、親子分離後の支援を含む。)に対して行っている支援の有無

対象者	現在行っている支援の有無
養親	有・無
養子	有・無
実親	有・無

③②で「有」の場合は、行っている支援について、対象者別に具体的に教えてください

対象者	現在行っている支援内容(自由記載)
養親	
養子	
実親	

**8. 特別養子縁組の利用促進のための養親の確保等について**

○ 貴組織(児童相談所又は民間のあっせん団体)における、①里親・養子に関わる業務にのみ従事する係やライン等の有無、及び、②特別養子縁組の養親候補者の確保方法を教えてください。

また、③特別養子縁組の養親候補者(特に年長の養子を受け入れる養親候補者)確保のために何が必要と考えられるか教えてください。

①里親・養子に関わる業務にのみ従事する係やライン等(担当者が1人のみのものを除く。)の有無を教えてください(平成 28 年 10 月1日現在)

有 ・ 無

②特別養子縁組の養親候補者をどのように確保していますか

回答(自由記載)

③特別養子縁組の養親候補者(特に年長の養子を受け入れる養親候補者)確保のために何が必要と考えられますか

回答(自由記載)